

令和5年厚木市農業委員会5月定例総会議事録

日 時 令和5年5月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時35分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 湯 舟 武

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告12件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告16件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について (報告2件)
- 6 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告8件)
- 7 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について (7件)
- 8 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 9 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 10 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について (43件)
- 11 議案第25号 厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意について
- 12 議案第26号 「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び
「令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の曾根義久委員、6番の高澤友紀子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、4月11日から5月10日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、5件、12筆、面積は2,868.30平方メートルでございます。
法第5条につきましては、7件、8筆、面積は2,824.71平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、12件、20筆、面積は5,693.01平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月11日から5月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は13人、農地の所有権を取得された相続人は16人、筆数は延べ77筆、面積は延べ29,939.77平方メートルでございます。あっせんの希望は、有りが1件、無しが15件でございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。報告する案件は1件となります。

土地の所在地につきましては上荻野字小金塚1筆及び後谷2筆、登記地目は全て畑、合計面積は3,335平方メートルです。

貸人は、上荻野にお住まいのAさん、借人は、横浜市南区大岡2丁目の被相続人Bさん相続人代表Cさんでございます。

借人の都合により、3月31日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果」に

ついて御報告いたします。

報告する案件は1件となります。

令和5年4月14日付けで、横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

土地の所在地は、三田字蟹淵3筆、登記地目は全て畑、合計面積は818平方メートルです。

所有者は、鎌倉市由比ガ浜1丁目にお住まいのDさんでございます。

調査しましたところ、当該地は昭和47年の換地処分前に、筆全体で住宅敷地として農地転用許可済みであり、現況が非農地であることを確認いたしました。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」について、御報告いたします。

報告する案件は2件となります。

1番及び2番について、2件とも、当該生産緑地に係る相続人となりますので、一括して御報告申し上げます。

証明願申出者は、上落合にお住まいのEさん及びFさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は、Eさん分は、上落合字堤下2筆、登記地目はともに畑、合計面積は954平方メートル。Fさん分は、上落合字前田2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は516平方メートルです。

この生産緑地を、Eさんの実父及びFさんの配偶者であるGさんが耕作しておりましたが、令和4年12月28日にお亡くなりになったことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、4月21日に内海委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、当該生産緑地においてGさんが農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程6、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。
御報告する案件は8件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのHさん、対象地は上荻野字沢1筆、登記地目は畑、面積は135平方メートルです。

当該土地は平成17年に願出人が相続した時点で既に山林化しており、現在に至っているもので、平成17年に撮影の航空写真でも山林化していることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、曽根委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、愛甲4丁目にお住まいのIさん、対象地は愛甲東三丁目1筆、登記地目は田、面積は69平方メートルです。

当該土地は、昭和42年に県道相模原大磯線を整備する際、狭小三角地として残された土地で、隣接地に住宅が建てられたことから、日照も悪くなり、位置、形状、面積等からみて、農地として利用できない土地となり、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのJさん、対象地は上荻野字浅間原1筆、登記地目は畑、面積は37平方メートルです。

当該土地は、令和5年1月に市の道路事業に伴い筆の大部分が収用され、位置、形状、面積等から見て、農地として利用できない状態となり、現在に至っているもので、令和5年4月撮影の現地写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、高澤委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて4番でございます。

証明願提出者は、猿ヶ島にお住まいのKさん、対象地は猿ヶ島字髭ノ後3筆、登記地目は全て畑、合計面積は407平方メートルです。

当該土地は、平成20年頃、近隣事業者から資材置場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できま

す。

これらの経過を踏まえ、井上委員及び湯舟委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて5番でございます。

証明願提出者は、下川入にお住まいのLさん、対象地は下川入字十二ノ域5筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,128平方メートルです。

当該土地は、昭和20年代には平屋住宅が建ち、その後、昭和47年4月頃に2階建て住宅に建てかえ、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、鈴木委員及び小池委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて6番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのMさん、対象地は飯山字志田原2筆、登記地目はともに畑、合計面積は18.25平方メートルです。

当該土地は、平成14年以降、隣接のゲートボール場へ出入りするための通路の一部として使用するようになり、また、同4944番4は、昭和60年頃まで、畑として耕作しておりましたが、隣接道路の拡幅につき公衆用道路となり、現在に至っているもので、平成26年度固定資産税課税台帳でも確認することができます。

これらの経過を踏まえ、山川委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて7番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのNさん、対象地は飯山字志田原1筆、登記地目は畑、面積は135平方メートルです。

当該土地は、平成22年に願出人が相続した時点で既に住宅敷地として利用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

最後に8番でございます。

証明願提出者は、金田にお住まいのOさん、対象地は金田字御嶽下向1筆及び同前河内下向3筆、登記地目は全て畑、合計面積は684平方メートルです。

当該土地は、昭和19年に願出人が家督相続した時点で既に原野化しており、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上委員及び湯舟委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

全ての案件について、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 7、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、上依知字辻1筆、登記地目は田、面積は495平方メートルでございます。

渡人は上依知にお住まいのPさん、受人は上依知にお住まいのQさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び両親の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、温水字町田2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,586平方メートルでございます。

渡人は恩名2丁目にお住まいのRさん、受人は船子のS株式会社、代表取締役Tさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、飯山字志田原上1筆、登記地目は畑、面積は688平方メートルでございます。

渡人は飯山にお住まいのUさん、受人は飯山にお住まいのVさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、飯山字最上原1筆、登記地目は畑、面積は521平方メートルでございます。

渡人は横浜市鶴見区馬場4丁目にお住まいのWさん、受人は飯山にお住まいのXさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機。

労働力につきましては、本人及び母親の2人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、愛甲東三丁目4筆、登記地目は全て田、合計面積は2,140平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのYさん、受人は同住所にお住まいのZさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び両親の3人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、戸田字富田2筆、登記地目はともに田、合計面積は961平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのaさん、受人は酒井にお住まいのbさん外1人です。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

最後に7番でございます。

対象となる農地は、温水字長久保1筆、同宮原1筆、同松久保1筆、同中耕地9筆及び恩名字片岸2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は8,809平方メートルでございます。

渡人は温水にお住まいのcさん、受人は同住所にお住まいのdさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜及び水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

なお、1番から7番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件等の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程8、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、猿ヶ島字道添1筆、登記地目は田、面積は584平方メートルの内101.28平方メートルです。

申請人は猿ヶ島にお住まいのeさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地です。

申請人は、猿ヶ島に本店を置き、解体工事業を営む法人から、現在借りている駐車場を返却しなければならなくなったため、事業所から近く、交通の便が良い申請地を貸してほしい旨の要望を受け、今回申請されたものです。

申請地の北側及び西側は道路、東側は畑、南側は水路に接しております。

出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両3台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北側、東側及び出入口を除く西側にコンクリートブロック1段積を新設、南側にコンクリートブロック2段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

2番でございます。

対象となる農地は、下津古久字鎌田1筆、地目は田、面積は411平方メートルの内411.19平方メートルです。

申請人は下津古久にお住まいのfさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に相川地区市民センターが存する第3種農地です。

申請人は、東京都港区に本点を置き、下津古久に事業所を構える運送業を営む物産g株式会社から、現在借りている駐車場を返却しなければならなくなったため、事業所から近く、交通の便が良い申請地を貸してほしい旨の要望を受け、今回申請されたものです。

申請地の北側は畑及び宅地、東側は通路、西側及び南側は道路に接しております。

出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地の上、碎石敷きし、社員通勤車20台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北側は既存間知ブロック及びコンクリートブロック積、東側、南側及び出入口を除く西側に足場板土留めを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

1番及び2番について、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 9、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、中依知字道満4筆、登記地目は全て田、合計面積は1,271平方メートルです。

受人は中依知の株式会社h、代表取締役iさん、渡人は下依知にお住まいのjさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は中依知で建築業を営む法人で、現在借りている資材置場及び駐車場を返却しなければならなくなったため、今回申請されました。

申請地の東側は道路、西側は水路、北側及び南側は田に接しております。

東側市道中心から2.5メートルでセットバックの上、幅員5メートルの出入口を2箇所設け、建築資材及びトラック、ダンプ及びユンボを駐車する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、西側はRC擁壁を新設、北側及び南側はコンクリートブロック3段積を新設する計画となっております。

また、敷地内西側に緑地帯を設け、雨水処理につきましては、雨水浸透枳及び浸透トレンチにて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、愛甲東三丁目2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は793平方メートルです。受人は愛甲東3丁目にお住まいのkさん外1人、渡人は愛甲東3丁目にお住まいの1さんです。本申請は、所有権移転による専用住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に高速道路の出入口がある第3種農地です。

受人は厚木市都市計画道路事業酒井長谷線の築造に伴い、自宅が収用され移転しなければならなくなり今回申請されました。

申請地の北側は道路、東側は宅地及び畑、南側及び西側は田及び畑に接しております。

北側市道中心から2.5メートルでセットバックの上、出入口を設け、専用住宅、ガレージ及び農機具置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び西側については、コンクリートブロック2段から3段積を新設し、南側はRC擁壁を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては雨水浸透柵及び浸透トレンチ管による敷地内自然浸透処理、汚水については、宅内污水管及び污水柵を設置し合併浄化槽にて処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、三田字川端2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,271平方メートルです。

受人は東京都町田市小川4丁目の株式会社m、代表取締役nさん、渡人は三田にお住まいのoさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は東京都町田市で建設業を営む法人で、所有する資材置場はなく、現場に置いていたが、材料を保管することができず、仕事に支障をきたしているため、海老名市にあるモデルハウスへのアクセスがよい申請地を選定されたものでございます。

申請地の北西側は道路、北東側は水路、南東側は畑に接しております。

北西側道路は中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷きし、建築資材の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、単管パイプ及び安全鋼板を新設する計画となっております。

緑地帯は北東側に設け、敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵浸透トレンチ管による敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

1番から3番について、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<井上委員>

市の住みよいまちづくり条例による道路後退について、開発区域までの狭小道路も拡幅できないのか。

<農地管理係主事>

市の担当課に伝えさせていただきます。

<井上委員>

よろしく申し上げます。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程10、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は43番までございますが、1番については、早川委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、曾根委員の退出を求めます。

[曾根委員退室]

<議長>

それでは、日程10、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明

申し上げます。

貸人は、上荻野にお住まいのpさん、借人は、上荻野にお住まいのqさんでございます。

対象となる農地は上荻野字上ノ原1筆、地目は畑、面積は677平方メートルです。

利用目的は普通野菜、3年間の使用貸借権で、新規設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで、曾根委員を入室させてください。

[曾根委員入室]

<議長>

それでは、日程10、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」の2番から43番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の2番から43番について、御説明申し上げます。

2番から43番までの合計集積面積は、62,137平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が38件、88筆、54,173平方メートル、賃借権が4件、4筆、7,964平方メートルです。

地目別では、田が50筆、28,513平方メートル、畑が44筆、33,624平方メートルです。

利用目的別では、水稻が16件、普通畑が26件です。

契約期間別では、3年間で34件、6年間で7件、9年間で1件、新規設定は15件、更新設定は27件でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」の2番から43番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第24号「農用地利用集積計画の決定」の2番から43番について、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程11、議案第25号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」についてを議題といたします。

なお、本議案つきましては、湯舟委員が関係する事案です。

「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、湯舟委員の退出を求めます。

－ 湯舟委員退出 －

<議長>

それでは、日程11、議案第25号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」について、事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、議案第25号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」について、御説明申し上げます。

湯舟武委員から辞任願が提出されております。

辞任願の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

厚木市長、山口貴裕様。

辞任願。私は、この度一身上の都合により、厚木市農業委員会の委員を辞任いたしたく、願い出いたします。令和5年4月25日、湯舟武。

農業委員会委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、厚木市農業委員会に辞任の同意を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

日程11、議案第25号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

異議なしと認めます。

よって、日程11、議案第25号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」については、同意することに決しました。

ここで、湯舟委員を入室させてください。

—湯舟委員入室—

<議長>

次に、日程12、議案第26号『「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、先般、農政対策検討会において協議・検討がなされておりますので、鈴木担当理事から説明をお願いしたいと思います。

<鈴木担当理事>

本件につきましては、県農業会議が行う、令和6年度に向けた県知事への建議のための当農業委員会の要望、意見となっております。

3月27日開催の農政対策検討会で、昨年度提出した要望に一部追加し、提出するべきと判断をいたしましたので、お諮りするものでございます。

詳細は事務局から説明させますので、よろしくお願いいたします。

<議長>

鈴木担当理事、ありがとうございました。

続いて、事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

御説明いたします。

本件につきましては、1月に県農業会議から取りまとめ依頼があり、2月全員協議会の資料送付により、委員の皆様要望・意見案の提出をお願いさせていただいたものです。

委員の皆様からいただきました要望・意見案について、先ほど鈴木委員から御説明いただいたとおり、3月27日に農政対策検討会を開催し、令和6年度に向け、一部追加して提出するか否かを協議いただきました。

検討会においては、「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」である、かながわ農政の推進についての鳥獣被害対策について、継続・一部新規として提出すべきとの御判断をいただいたものでございます。

内容につきましては、「鳥獣による農作物被害及びヤマビルによる耕作者への被害は、農業者の営農意欲を喪失させ、遊休・荒廃農地の発生原因となっている、また、荒廃農地と併せ荒廃した里山は、鳥獣の格好のすみかとなっている。」ことを理由として、「ニホンザルについては、計画的な捕獲により被害が減少しているが、イノシシ・ニホンジカ・アナグマ等による被害も多く、生息数が増えていることから駆除を行うよう対策を講じる、また、駆除対策と並行し、里山を適切に管理できる手法を考える、加えて、耕作者に直接被害を与えるヤマビル駆除を更に推進する。」というものです。

本日は、この要望について、県農業会議に提出してよろしいかをお諮りするものでございます。

なお、本日御審議いただいた結果につきましては、本月末までに県農業会議に報告する予定となっております。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程12、議案第26号『「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程12、議案第26号『「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和5年5月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
